

「スタートアップビザ」で外国人のチャレンジを応援！

外国人の創業活動を促進するため、在留資格（経営・管理）の取得要件を満たす見込みのある外国人の創業活動を特例的に認める『スタートアップビザ』の受付を、平成27年12月9日に開始しました。



受付開始日にフランス人が申請



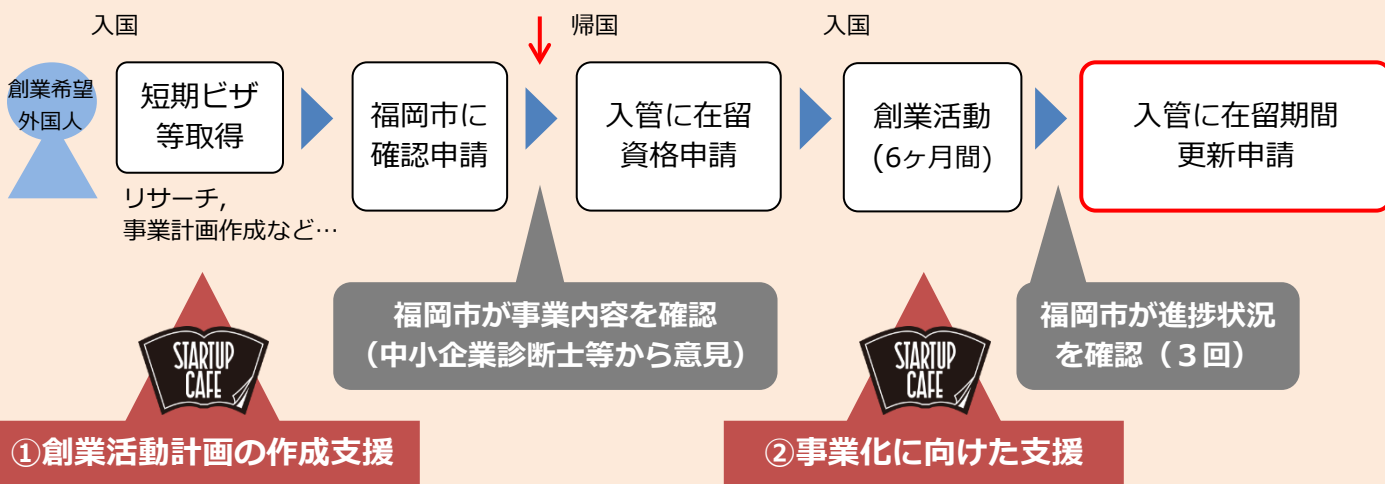
H28.1月には創業活動確認証明書を初交付

スタートアップビザ申請の流れ

在留資格（経営・管理）を取得するためには、事務所の開設に加え、常勤2名以上の雇用もしくは、資本金の額又は出資の総額が500万円以上などの要件があります。

スタートアップビザでは、要件が整っていないくても、事業計画等を福岡市に提出し、今後6ヶ月間で要件を満たす見込みについて福岡市から確認を受け、入国管理局から認定を受ければ在留資格が取得できます。

「創業活動確認証明書」受領



実績

申請者数は

49名！

創業活動開始数は

33名！

※H27年12月～
H30年3月末までの累計

Point!!

スタートアップビザ + 雇用労働相談センター + 法人減税

福岡市スタートアップ・パッケージ

国家戦略特区の取組みにより、国内外からスタートアップ人材や企業を呼び込むうえで高いハードルであった在留資格・雇用・法人税制の全てについて、規制改革などが実現しました。

これらを「福岡市スタートアップ・パッケージ」として発信することにより、福岡の活力をさらに高めるスタートアップ都市づくりを着実に進め、日本における先駆的なロールモデルを構築していきます。